

# 第四期東京都医療費適正化計画の進捗状況の管理

## ①進捗状況の公表

第四期東京都医療費適正化計画の進捗状況については、毎年度、東京都保険者協議会において関係者間の共有を図るとともに、東京都保健医療局ホームページにて公表する

※高齢者の医療の確保に関する法律第11条第1項

都道府県は、年度ごと（計画初年度及び最終年度を除く）に、都道府県医療費適正化計画の進捗状況を公表するよう努めるものとする。

※高齢者の医療の確保に関する法律第9条第9項

都道府県は、都道府県医療費適正化計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるときは、保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

## ②国「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」今後の見直し等

項目	「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」記載要旨	変更時期
医療費の見込み	入院医療費については、医療計画に基づく事業の実施による病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえて算出することから、「 <b>新たな地域医療構想</b> 」の検討状況を踏まえ、 <b>第四期医療費適正化計画の計画期間中に、算出方法を見直す。</b>	令和7年度以降の検討状況を踏まえ変更
リフィル処方箋	リフィル処方箋については、 <b>今後、具体的な指標（KPI）の設定を検討し、必要な対応を速やかに行う。</b>	未定

### <見直しへの対応>

上記見直しにより、入院医療費推計の算出方法やリフィル処方箋活用促進の目標値が示された場合には、上記

**①の進捗状況公表の中で参考値に位置づけ、実績値とあわせて報告**する